

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

### ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(〃)

公布された条例のあらまし

### ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

#### 一 県民税に関する事項

1 平成三年度以後の年度分の所得割(退職所得の分離課税に係る所得割については平成三年一月一日以後の支払に係るもの)の税率の適用区分を次のとおり改めることとした。(第三十三条、第三十八条の四関係)

税率	現 行	改 正 後
二%	五百万円以下の金額	五百五十万円以下の金額
四%	五百万円を超える金額	五百五十万円を超える金額

2 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十四万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に十五万円(現行九万円)を加算した金額)以下である者については、所得割を課さないこととした。(附則第五条関係)

3 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間を平成八年度まで延長することとした。(附則第九条関係)

4 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、その適用期間を平成十年度まで延長することとした。(附則第十二条関係)

#### 二 自動車税に関する事項

1 平成二年自動車排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二十二条関係)

2 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成四年度まで延長することとした。(附則第二十二条関係)

#### 三 自動車取得税に関する事項

- 1 平成二年自動車排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二十四条関係)
  - 2 道路運送車両法の規定により平成三年十月一日又は平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安基準に適合するトラクタ若しくはトラレーザ又はバスの取得に対して課する自動車取得税の税率は、これらの保安基準に適合しないトラクタ若しくはトラレーザ又はバスにつき一定の期間内に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして取得した場合には、当該取得が平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、現行税率から百分の〇・三を控除した率とすることとした。(附則第二十四条関係)
  - 3 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成五年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二十四条関係)
  - 4 その他  
 所要の規定の整備を行うこととした。
  - 5 施行期日等
    - 1 この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。
    - 2 所要の経過措置を講ずることとした。
- ◇新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

- 一 新産業都市の区域における県税の不均一課税の適用期間を平成八年三月三十一日まで延長することとした。(第二条関係)
- 二 この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。

### 条 例

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

#### 鳥取県条例第十一号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の三中「第十項」を「第十一项」に、「第六項」を「第七項」に改める。

第三十三条第一項及び第三十八条の四の表中「五百万円」を「五百五十万円」に改める。

第六十八条の二十二中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に改める。

第六十八条の二十三中「附則第十一条の四第八項」を「附則第十一条の四第六項」に改める。

第六十八条の二十四及び第六十八条の二十五を削る。

第六十八条の二十六中「附則第十一条の四第十五項」を「附則第十一条の四第十一項」に改め、同条第三号中「附則第九条の五第三項」を「附則第九条の四第三項」に改め、同条を第六十八条の二十四とする。

第六十八条の二十七中「附則第十一条の四第十六項」を「附則第十一条の四第十二項」に改め、同条を第六十八条の二十五とし、第六十八条の二十八を第六十八条の二十六とする。

附則第五条中「九万円」を「十五万円」に改める。

附則第九条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

附則第十二条第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

附則第二十二條第一項中「平成二年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に改め、「同年度分及び」を削り、同条第四項を削る。

附則第二十四條第三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上若しくは公害防止上の技術基準（以下本項において「制動装置保安基準」という。）に適合する自動車で法附則第三十二条第五項の自治省令で定めるもの（以下本項において「平成三年規制適合車」という。）又は道路運送車両法第四十一条の規定により平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第五項の自治省令で定めるもの（以下本項において「平成四年規制適合

車」という。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三年十月一日又は平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で法附則第三十二条第五項の自治省令で定めるものにつき同項の自治省令で定める期間内に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づき抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成三年規制適合車又は平成四年規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の〇・三を控除した率とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

##### (県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第三十八条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第五項までにおい

て同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分(新条例第三十五条の規定によってその例によることとされる地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号。以下「改正法」という。))第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。))第三百二十八条の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。)は、平成三年中に支払うべき退職手当等がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の県民税の退職所得割額」という。))を超える場合には、この条例による改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。))第三十八条の五に規定する納入申告書に、改正後の県民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

5 前項前段に規定する場合には、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新条例第三十八条の六第一項第二号

の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第三十八条の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成三年三月鳥取県条例第十一号))の施行の前日に支払われた退職手当等にあつては、同条例附則第二条第四項に規定する改正後の県民税の退職所得割額」とする。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例附則第二十二条の規定は、平成三年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第二十四条第五項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県条例第十二号

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を  
改正する条例

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に  
改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。